

明治大学知的財産法政策研究所（IPLPI）シンポジウム「知的財産法制と憲法的価値」

# 著作権法の解釈と裁判所の役割

—権利制限規定をめぐる議論の手がかりとして—

湊 麻依子（神奈川大学）

# 論文の構成

## I はじめに

1. 日本版フェア・ユースの導入をめぐる背景
2. カナダにおけるフェア・ディーリングの解釈
3. 本稿のねらい

## II これまでの議論状況 —日本における「法の解釈」

1. 「法の解釈」に関する議論
2. 知的財産法の分野における「法の解釈」の議論

## III アメリカにおける法の解釈 —著作権法の場合

1. 前提 —なぜアメリカ法を参照するのか？
2. アメリカ著作権法の性格
3. 裁判所が積極的な役割を果たしている事例 —フェア・ユース
4. 近時の最高裁判決に見られる著作権法の解釈と裁判所の役割 —Georgia v. Public.Resource.Org., Inc.

## IV 結びに代えて



## 繰り返されるフェア・ユース導入の議論

かつてフェア・ユースは日本の著作権法には導入することは難しいと考えられていた。

### <背景>

- 著作権者の権利を制限する規定の解釈は厳格に行われるべきである。柔軟に解釈して適用できるような一般規定であってはならない。
- フェア・ユースは判例法の体系の下で発展してきたものであり、日本にはなじまない。

→社会状況・技術状況の変化、著作物の利用態様の多様化に臨機応変に対応できる権利制限規定の必要性

## 一般的権利制限規定がなければ多様な利用方法には対応できないのか？


これまで必ずしも日本では注目されてこなかったコモンウェルスの国々のフェア・ディーリング規定

カナダ著作権法

第29条（研究、私的調査等）

研究、私的調査、教育、パロディ又は風刺を目的とした公正使用は、著作権侵害を構成しない。

→「目的を厳格に、利用態様は緩やかに」の「やや一般的な権利制限規定」であるが、目的を厳格に解釈するためフェア・ユースのようには使えない。



## 一般的権利制限規定がなければ多様な利用態様には対応できないのか？

カナダ最高裁における大胆なフェア・ディーリング解釈

CCH v. Law Society of Upper Canada (2004)

- 研究 (research) や私的調査 (private study) のを広く柔軟に解釈
- その後、カナダの裁判所でフェア・ディーリングを柔軟に解釈するきっかけに

→フェア・ディーリングのフェアユース化？

→カナダの状況はもはやフェア・ユースがあるのと同じではないか？

(William F. Patry)




## 権利制限規定の柔軟な解釈の必要性和許容性

必要性：著作物の多様な利用態様や時代の変化に柔軟に対応可能な仕組み

許容性：

- 従来フェア・ユース導入の議論においてしばしば問われてきた予測可能性の問題
- しかし、それと同様に重要なのは、そもそも裁判所が柔軟あるいは大胆な条文の解釈を行うことが認められているのか？法の文言の解釈を超えた解釈は司法と立法の役割分担という観点から許容されるのか？



「著作権法の解釈」はいかにあるべきか  
— 権利制限規定のあり方の議論にむけて

## 「法の解釈」をめぐる議論



山本敬三・中川丈久編『法解釈の方法論—その諸相と展望』（有斐閣、2021年）

→「法の解釈」をめぐる議論の多様性。  
その多様性ゆえのおもしろさ。

→公法分野における議論に着目。

裁判官が法の解釈に関する多様な手法のうちどれでも取りうるのだとすれば、ほぼどのような解釈も導くことができる。どのような手法があり、それらのうち何をどこまで認めることが許されるのか？





## 著作権法の解釈をめぐるの日本の状況

権利制限規定の整備状況は必ずしも十分ではなくとも、裁判官の積極的な解釈により妥当な解決が導かれる例が見られてきた。

(例) 雪月花事件、はたらくじどうしゃ事件など

裁判所が積極的解釈を行うのであれば権利制限規定は現状のままでも足りるのかもしれない！？

→積極的な解釈は、裁判官の属人的な姿勢に委ねられることになってしまわないか？

→裁判官の権利制限規定の解釈に制約を加える理論はあるか？司法と立法の役割分担は？



## 本論文の問題意識

- (1) どのような権利制限規定を整備すべきかという問題
- (2) 裁判所が法の解釈において何をどこまでできるのかという問題

→従来の権利制限規定の議論は(1)に大きく寄ってきた。しかし、合わせて(2)についても考えることが重要かもしれない。

→場合によっては日本にはフェア・ユース規定はいらない(もちろん念のため入れることを妨げるものではない)といえるかもしれないし、もしフェア・ユース規定を入れるとしてもその文言作りに大きな影響を与えるかもしれない。



## 著作権法の解釈に関する議論の潮流

- アメリカ型のフェア・ユース規定を導入している国はそれほど多くない（韓国、イスラエル、マレーシアなど数カ国）
- どのような規定を入れるかということと同様、裁判所が著作権法の規定の解釈をどのように行うかという議論の重要性
- とはいえ、カナダですら、やはりフェア・ユース的な規定にしたほうがよいのではないかという議論も継続している

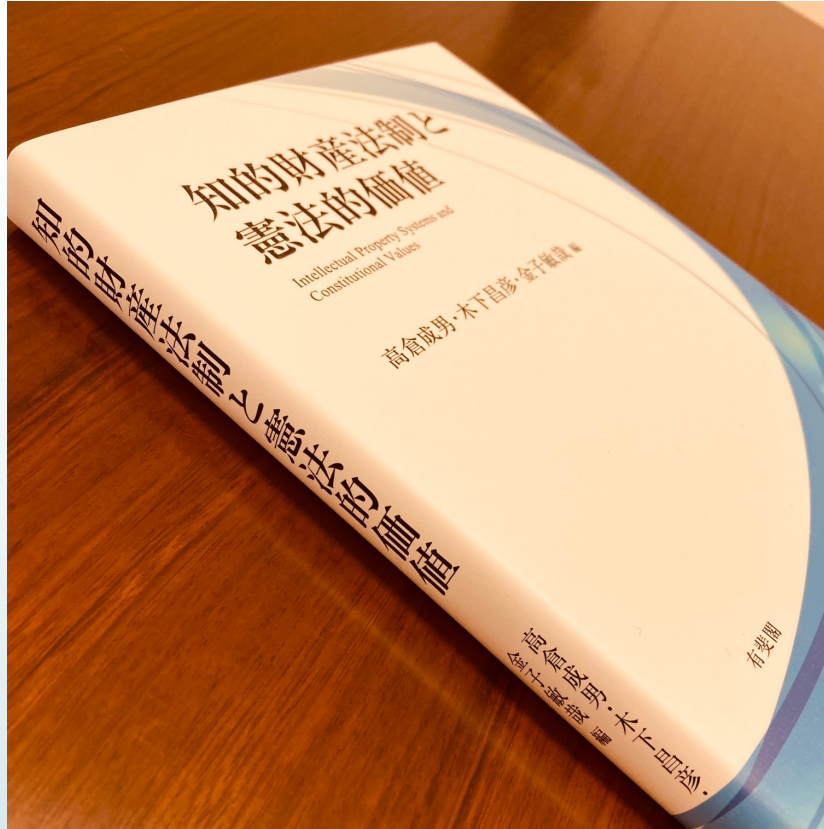


## 権利制限規定のあり方の議論にむけて

- アメリカにおける著作権法の解釈の議論の参照

制定法である著作権法の解釈を裁判所はどれほど積極的に行うことができるのか？たとえば、議会が法を制定するにあたり検討したこと・意図したことー立法資料などーを参酌することも許されるのか？

- 我が国の裁判所が行う法の解釈について他の法分野の議論とも対比・連携した検討
- そして、我が国の権利制限規定はどのようにあるべきか？



ご清聴ありがとうございました